

分類コード	X 1 - 1 - 1 - 04
保存期間	5年(令和13年12月31日まで)

秋本務 第44号 生企第17号
刑企第11号 交企第25号
公 第6号
令和8年2月20日

各 所 属 長 殿

秋 田 県 警 察 本 部 長

死傷者多数事案等発生時における被害者支援員の運用について（通達）

多数の死傷者を伴う事件、事故、社会的反響の大きい事案等（以下「死傷者多数事案等」という。）の発生時における被害者支援員（「被害者支援員制度実施要領の一部改正について（例規）」（令和5年7月27日付け秋本務第493号）第3の1の規定により指定された職員）の運用については、被害者及びその遺族（以下「被害者等」という。）に対する総合的かつ組織的な支援活動を推進するため、被害者支援員を一元的かつ効率的に運用する必要があることから下記のとおり運用することとしたので遺漏のないようにされたい。

記

第1 目的

死傷者多数事案等の発生時において、支援活動に当たる被害者支援員の運用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2 被害者支援対策室の設置等

1 被害者支援対策室の設置

死傷者多数事案等の発生時において、被害者等に対する総合的かつ組織的な支援活動を推進するため、被害者支援員を一元的かつ効率的に運用する必要があるときは、発生地を管轄する警察署又は交通部高速道路交通警察隊（以下「警察署等」という。）に、被害者支援対策室（以下「対策室」という。）を設置することができるものとする。

2 対策室の設置要請

警察署長又は交通部高速道路交通警察隊長（以下「警察署長等」という。）は、管内において死傷者多数事案等の発生を認知し、対策室の設置の必要があると認めるときは、別記様式「被害者支援対策室設置（被害者支援員派遣）要請書」（以下「要請書」という。）により、警務部長を経由して警察本部長に要請し、その承認を得て設置するものとする。

第3 対策室の体制及び任務

1 被害者支援対策室長

対策室に被害者支援対策室長（以下「対策室長」という。）を置き、警務部警務課

犯罪被害者支援室長（以下「被害者支援室長」という。）をもって充てる。ただし、これにより難いときは、警察本部長が別に指名することができるものとする。

対策室長は、警察署長等及び事件主管課と緊密に連携し、被害者支援全般を統括して各種支援を適切に推進するものとする。

2 班編制

対策室に、総括班、被害者支援班及び後方支援班を設置するものとし、その任務については別表「被害者支援対策室の各班の任務」のとおりとする。

被害者支援班員及び後方支援班員は、警察署等の職員及び第5の規定に基づいて派遣された被害者支援員をもって編成するものとする。

第4 被害者支援員の派遣要請

警察署長等は、対策室の設置に当たり被害者支援室長と支援体制を協議するとともに、他所属の被害者支援員の派遣を必要と認めたときは、事案の規模、発生地域、態様等から勘案して必要な人数を指定し、要請書により警務部長を経由して警察本部長に派遣要請を行うものとする。ただし、急を要する場合は口頭により要請し、後日要請書を送付するものとする。

第5 被害者支援員等の派遣

1 被害者支援員の派遣

警察本部長は、警察署長等からの要請に基づき、必要と認めたときは、警察署等以外の所属長に対し被害者支援員を警察署等へ派遣するよう命ずるものとする。

2 被害者支援員以外の派遣

警察本部長は、特に必要と認めたときは、被害者支援員以外の者の派遣を命ずることができるものとする。

第6 派遣期間

被害者支援員の派遣期間は、おおむね1週間とする。ただし、被害者等への支援状況、捜査の進捗状況等により、派遣期間を変更できるものとする。

第7 報告

対策室長は、被害者支援状況について、必要の都度、警務部長を経由して警察本部長に報告するものとする。ただし、緊急に対応を要する事項等特異事項については、速報するものとする。

第8 対策室の廃止

警察署長等は、対策室長と協議の上、対策室を設置して被害者支援員の運用を継続する必要がないと認めたときは、警察本部長の承認を得た上で対策室を廃止するものとする。

別記様式

分類コード	A 3 - 1 - 1 - 01
保存期間	1年(年 月 日まで)

第 号
年 月 日

秋 田 県 警 察 本 部 長 殿

所 属 長

被害者支援対策室設置（被害者支援員派遣）要請書

事 件 名		
事 件 の 概 要	発生日時	年 月 日 午前・後 時 分頃
	発生場所	
	(概要)	
派遣要請人員	人 (うち女性 人)	
設 置 派遣要請理由		
参 考 事 項		
照 会 先	所属名 階級・氏名 (警電)	

別表

被害者支援対策室の各班の任務

班名	任務
総括班	<ol style="list-style-type: none"> 1 各班の連携・統制 2 事件主管部門等との連絡・調整 3 その他特命事項
被害者支援班	<ol style="list-style-type: none"> 1 被害者等に対する支援制度等の説明、情報提供 2 被害者等に対する付添い等の措置 3 被害者等に対するヒアリング措置 4 被害者等に対するカウンセリング等の実施 5 関係機関・団体との連携 6 その他必要な被害者支援活動
後方支援班	<ol style="list-style-type: none"> 1 関係機関・団体との連絡・調整 2 各種情報の集約・伝達 3 支援資機材の確保 4 その他特命事項